	○五―二○一四（繊維板）に規定する構造用ＭＤＦに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。）		
(六)～(八)	（略）		

一　この表において、Ｎ五○、ＣＮ五○、ＧＮＦ四○及びＧＮＣ四○は、それぞれＪＩＳ Ａ五五○八―二○○五（くぎ）に定めるＮ五○、ＣＮ五○、ＧＮＦ四○及びＧＮＣ四○又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二　表中(い)欄に掲げる材料（(六)項から(八)項までに掲げるものを除く。）を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。

三　二以上の項に該当する場合は、これらのうち(は)欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。

（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第二条　枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

(一)～(三)	（略）		

この表において、ＧＮＦ四○及びＧＮＣ四○は、それぞれＪＩＳ Ａ五五○八―二○○五（くぎ）に定めるＧＮＦ四○及びＧＮＣ四○又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

（新設）

（新設）

改正後

第五　壁等

一～十四　（略）

十五　壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材又は小屋組の部材とを緊結する場合にあっては、当該床版の枠組材又は小屋組の部材。以下この号において同じ。）又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断力
	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一)～(四)	（略）			
(五)	（削除）			

改正前

第五　壁等

一～十四　（略）

十五　壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材又は小屋組の部材とを緊結する場合にあっては、当該床版の枠組材又は小屋組の部材。以下この号において同じ。）又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断力
	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(一)～(四)	（略）			
(五)	壁の枠組材と筋かいの両端部	ＣＮ六五 ＣＮＺ六五	下枠、たて枠及び上枠二本	― 一箇所当たり千百ニュートン